

北秋田市販売促進事業補助金

インターネットを利用した自社商品、サービス等の販路開拓又は販売促進に取り組む市内の中小企業者等に対し、ＥＣサイトの開設、改修及びモール型ＥＣサイトへの出店等並びに物産展等へ参加するために必要な経費の一部を補助します。

対 象 者	市内に本店、事業所を有している中小企業者、市の住民基本台帳に記載されている個人事業主又は商工団体等。 ※ 市税等の滞納がない者 ※ 風営法第２条１項第４号及び第５号、並びに第５項に規定される営業ではない者 ※ 暴力団防止法第２条第２号に規定される暴力団ではない者・政治資金規正法第３条に規定する政治団体でないこと・宗教法人法第２条に規定する宗教団体及び第４条に規定する宗教法人でないこと。
-------	--

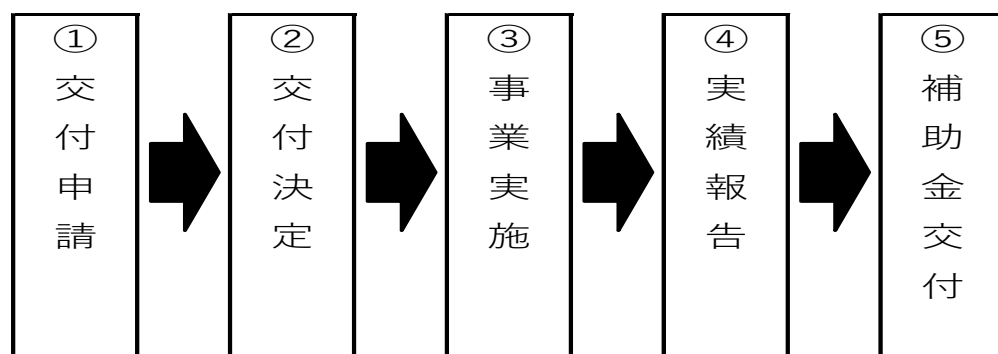
補助対象事業	(１) ＥＣサイト等構築事業 自社商品、サービス等の販路開拓を目的として実施するＥＣサイトの開設及び改修、モール型ＥＣサイトへの出店及び出品並びに運営 (２) 物産展等出展事業 市内において、生産、製造、加工及び開発された商品並びにサービス等を市外において、不特定多数の者に周知することを目的として実施する物産展等への参加で、市長が別に定めるもの ※市と連携し参加する物産展等が対象となります
--------	---

補助金額	(１) 補助率２分の１ 上限額 10 万円 ※１事業者１回限り (２) 補助率３分の２ 上限額 20 万円 ※当該年度につき、１事業者原則２回限り
------	---

補助対象経費	事業区分	経費区分	補助対象経費
	ＥＣサイト等構築事業	手数料	登録料、アカウント開設費などに要する費用
		委託費	デザイン作成費、登録商品の撮影費、ストア用バナー作成費、プログラミングなどの委託に要する費用
		広告宣伝費	チラシ、パンフレット、販促用グッズなど広報物の作成に要する経費
		その他	上記以外に要する費用で、市長が適当と認める経費
	物産展等出展事業	出展料	出展料、会場使用料など出展等に当たり負担する経費
		小間装飾費	看板製作費、小間内設備借上げ料、小間内設備光熱水費、設営及び撤去費用など小間装飾に要する経費

補助対象 経費	物産展等出 展事業	広告宣伝費	チラシ、パンフレット、販促用グッズなど広報物の作成に要する経費
		梱包運送費	商品、資材、備品等の梱包又は運送に要する経費
		旅費	公共交通機関利用運賃、有料道路通行料、レンタカー代、宿泊料など開催地までの移動、宿泊に要する経費 ※食費・駐車場代は原則対象外（宿泊料に朝食代が含まれる場合を除く） ※宿泊料については、1泊当たり1人2万円を上限とし、泊数に関わらず1事業所当たり10万円を上限とする。 ※旅費については、最も経済的な通常の経路及び方法により計算することとする。
		人件費	説明員、販売員などの雇い入れに要する経費 ※出展に伴い、臨時に雇い入れる場合に限る。
		賃借料	調理機器、キッチンカー、冷凍庫など必要な設備の賃借料
		その他	上記以外に要する費用で、市長が適当と認める経費

応募から補助金
交付までの流れ



※物産展等出展事業については、市と共同で参加する物産展が対象となりますので、申請前に事前相談を行ってください。

【提出先・問い合わせ先】

北秋田市産業部産業政策課産業戦略係 〒018-3312 北秋田市花園町 19 番 4 号

TEL:0186-84-8104 E-mail:sangyou@city.kitaakita.akita.jp